

## 長野県武術太極拳連盟 倫理規程

### (目的)

第1条 本規程は、長野県武術太極拳連盟（以下「当連盟」という。）の組織運営及びこれが行う諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、当連盟の社会的使命と役割を自覚し、「公益社団法人日本武術太極拳連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、当連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、当連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、会員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに当連盟諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 会員とは規約第4条に規定する会員をいう。
- (2) 役員とは規約第9条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 名誉会長等とは規約第13条に規定する名誉会長、名誉副会長及び顧問をいう。
- (4) 委員会委員とは規約第16条に規定する専門委員会の委員長及び委員等をいう。
- (5) 職員とは規約第11条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 当連盟諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは以下のとおりの者をいう。
  - ① 当連盟が主催するセミナー、講演会、大会等の各種活動に参加する参加者、競技者、講師及び審判員等
  - ② 当連盟の加盟団体が主催するセミナー、講演会、大会等の各種活動に参加する参加者、競技者、講師及び審判員等

### (基本的責務)

第3条 当連盟の役職員等及び登録者等は、規約第2条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

### (遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 当連盟の名誉及び信用を毀損する行為を行ってはならない。
- (2) 次の行為を行ってはならない。

暴言、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、試合の不正操作、違法賭博、いじめ、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要、競技者、指導を受ける者その他の者に対して、競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと、競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと及びドーピング等薬物乱用等の違法行為やスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような不適切な行為を行ってはならない。
- (3) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (4) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ること、幹旋・強要、法令や連盟の諸規程または方針に違反することをしてはならない。
- (5) 補助金、助成金等の経理処理に関し、適切な会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、補助金等の不正受給、他の目的への流用等の不正使用、脱税、

連盟の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること等の不正行為を行ってはならない。

(6) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、当連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(7) 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

#### (倫理委員会の設置)

#### 第5条

- 1 本規程の実効性を確保するために当連盟に倫理委員会を設置する。
- 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

#### (違反による処分等)

第6条 役職員等及び登録者等が、第4条に定める遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、当連盟は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、その内容及び情状に応じて、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。また、違反者が当連盟の各役職の複数に該当する場合、それらの処分を併せて実施することができる。

##### (1) 共通

倫理委員会の意見を聴取したうえ、次の各号のいずれかの処分を行うことができる。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める
- ② 譴責：文書による注意を行い戒める
- ③ 除名：規約第8条に基づき、違反者を連盟から永久に除名する。

##### (2) 理事及び役員、職員、名誉会長等、委員会委員

倫理委員会の意見を聴取したうえ、次の各号のいずれかの処分を行うことができる。ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。

- ① 業務停止：違反者の業務を5年以下の一定期間停止する。
- ② 論旨退任（退職）：論旨により退任届（退職届）を提出させるが、これに応じないときは解任（解職）する。
- ③ 解任：即時に解任し、理事及び監事または職員への就任資格をはく奪する。

##### (3) 登録者等

① 登録期間の停止：一定期間、当連盟の登録者としての資格を停止する

有期の登録資格の停止 1か月以上5年以下

無期の登録資格停止

② 登録資格の剥奪：永久に当連盟の登録者としての資格を剥奪する

2 違反者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。

3 処分の種類及び内容は、次の事情を考慮して決定する。

- ① 違反行為の態様（故意か過失か、悪質か、偶然的か計画的か、単独か複数人によるか、主導的か従属的か、単発的か連続的か）
- ② 違反行為の動機（同情の余地があるか、私欲のためではないか）
- ③ 違反者の地位・立場、被害者との関係
- ④ 違反行為により発生した結果の重大性（実害の有無、被害者の多少）
- ⑤ 被害者にも責任の一端があるか

- ⑥被害が回復されたか
- ⑦違反者に改悛の情がみられるか
- ⑧違反行為の社会に与えた影響の大小

(公正の保持)

第7条 懲戒は公正かつ適正に行わなければならない。

(刑事裁判等との関係)

第8条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の連盟以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、連盟は、同一の行為について、適宜、本規程に従ってその違反者を処分することができる。

(懲戒処分と損害賠償)

第9条 違反者が故意又は過失によって連盟に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。また、懲戒されたことによって損害の賠償を免れることはない。

(違反者の処分の解除・復権)

第10条 本規程により1年を超える期間の資格停止処分を受けた者は、処分開始日から1年を経過した後、理事長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。

2 本規程により登録取消処分を受けた者は、処分開始日から1年経過後、理事長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、復権を求めることができる。

3 本規程により登録停止処分を受けた者は、処分開始日から1年経過後、理事長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。

4 理事長は、倫理委員会に第1項ないし第3項の書類一式を回付する。

5 倫理委員会は、第1項ないし第3項の申請者を聴聞の上、処分解除・復権相当と判断した場合、その旨を理事長に答申する。

6 理事長は、理事会の決議を経て、処分解除・復権を決定する。

(相談窓口の利用)

第11条 本規程の実効性を確保するために公益社団法人日本武術太極拳連盟が設置する違反行為等に関する相談窓口を利用することができる。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議によりこれを行う。

附則

1. この規程は、平成30年6月1日から施行する。

以上

## 長野県武術太極拳連盟 倫理委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は長野県武術太極拳連盟（以下「当連盟」という。）理事会の議決に基づき、当連盟が、我が国における武術太極拳界の統一組織である公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「日本連盟」という）の加盟団体として、その自覚と責任を持ち、武術太極拳の根本であるルールとフェアプレー精神に則り、日本連盟と共に、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、武術太極拳の振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 倫理規程第4条に定める遵守事項の推進に関すること。
- (2) 当連盟会長の諮問に応じ、意見を具申すること。

### (委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

### (委嘱)

第4条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

委員は、委員長が当連盟理事、当連盟加盟団体役員及び学識経験者のうちから推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、当連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

### (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

### (本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

### 附則

1. この規程は、平成30年6月1日から施行する。